平成２８年（フ）第１４７２号
横浜市西区西戸部町２丁目198番地の48　西戸部アパート203
債務者　関戸　茂己
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４７０号
横浜市保土ケ谷区仏向町1361－２　レオパレスビュー横浜ふじみ103、住民票上の住所横浜市保土ケ谷区川辺町15番地５　星川シュロス605号
債務者　坂元　　修
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４７１号
横浜市保土ケ谷区仏向町1361－２　レオパレスビュー横浜ふじみ103、住民票上の住所横浜市保土ケ谷区川辺町15番地５　星川シュロス605号
債務者　坂元　知美
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第５７号
鹿児島県姶良市松原町１丁目26番地１
破産者　石村三季郎（旧姓澁谷）
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第５号
岩手県宮古市墓目第５地割77番地10
破産者　田鎖　伸一
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２８年（フ）第１９号
秋田県鹿角市尾去沢字上山161番地70
破産者　田子　英幸
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第２１号
秋田県大館市柄沢字狐台92番地２クラールⅡ203号室、前住所秋田県北秋田市米内沢字東川向32番地３
破産者　大川　　裕
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第１４４号
群馬県太田市新田木崎町1531番地６
破産者　大澤建設こと　大澤　昭一
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第８号
富山県高岡市長江1868番地　コンチネンタルスカイハイツ301号
破産者　中木　輝一
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第２００号
名古屋市守山区鳥神町180番地　第２メゾン鳥神503号
破産者　渡邊　公介
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４８０号
名古屋市天白区笹原町1303番地　コートメゾン25　301号
破産者　堀江　　貴
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４６５５号
大阪府羽曳野市向野２丁目７番５号
破産者　宮村千鶴子
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２５号
兵庫県加古川市加古川町南備後204番地
破産者　瀧本　洋一
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第７９号
香川県高松市新田町甲1933番地　サンセットヒル202
破産者　森川　公明
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第８４号
香川県木田郡三木町大字池戸3347番地４
破産者　土井　龍治
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１７２号
熊本市北区龍田９丁目１番73号
破産者　山本　克美
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６２号
北海道江別市幸町１番地の10　コーポ須戸202、開始決定時の住所北海道空知郡南幌町北町４丁目６番12号
破産者　布谷　　武
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第３７０号
盛岡市東安庭２丁目６番22号
破産者　齋藤　一芳
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３１９号
愛知県稲沢市高御堂10丁目２番１―523号
破産者　喫茶樹梨こと　下田美紀枝
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部